

2025 年 11 月 26 日

有価証券報告書の早期開示及び有価証券報告書と事業報告等の

一体開示・一本化に係る意見

公益社団法人日本監査役協会

1. 意見公表の背景

2025 年 3 月 28 日、金融担当大臣より全上場会社に対し、「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」が発出され、有価証券報告書（以下「有報」という）には、投資家が意思を決定するに当たり有用な情報が含まれていることから、有報を株主総会前日ないし数日前に、最も望ましくは 3 週間以上前に、開示することの検討が求められた。

当協会の調査によると、この要請を受け、回答会社の約 6 割が有報の株主総会前開示を行った¹。金融庁による株主総会前の一層の早期開示への要請は来年以降も継続すると考えられる。

また、昨今、有報の早期開示だけではなく、有報と事業報告等²の一体開示や一本化、株主総会の開催時期の後ろ倒しに関する議論が高まりを見せており、法務省法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会でも検討が開始され、有報の早期開示と併せ、有報と事業報告等の一体開示や一本化についても検討が進められている。

これらの動きを受けて、当協会監査法規委員会においても有報の早期開示及び一体開示・一本化について、監査役、監査等委員、監査委員（以下「監査役等」という）の望ましい対応の在り方を議論し、本意見を公表するに至った³。

なお、本意見において、有報の「早期開示」とは、株主総会の 3 週間以上前に有報を開示することを指す。また、有報と事業報告等の「一体的開示」とは、有報と事業報告等をそれぞれ作成しつつ記載内容・項目を可能な範囲で共通化することを指し、「一体開示」とは、有報と事業報告等を一体の書類として作成・開示することを指す（提出された書類は、有報でもあり、事業報告等でもある）。これら二つは現行法上も可能である。有報と事業報告等の「一本化」とは、有報を開示した上場会社は事業報告等を作成する義務を負わないとすることを指し（開示期限は事業報告等に同じ）、「一本化」のためには、会社法改正が必要となる⁴。

¹ 日本監査役協会では、「第 7 回適時調査『有価証券報告書の株主総会前提出』」として、3 月又は 4 月決算の上場会社の会員 2,834 社を対象にアンケート調査を実施し、1,095 社から回答を得た（2025 年 9 月 30 日）（<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14322/>）。

² 本文では、計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をまとめて「事業報告等」という。

³ 本意見書は、飽くまで上場会社等の有報提出会社について議論を行ったものであり、国内の会社の大多数は有報提出を義務付けられておらず、それらの会社においては、株主総会実務は従前と同様に進められることになる。

⁴ 金融庁「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（第 3 回）資料 1「事務局説明資料」（2025 年 6 月 11 日）

2. 有報と事業報告等の法的位置付け

まず、金融商品取引法（以下「金商法」という）上の有報と、会社法上の事業報告等の法的位置付けについて整理したい。

有報の早期開示の要請の背景には、株主総会における議決権行使においては有報記載の情報が有用であり、そのために有報の株主総会前の早期開示を求める機関投資家などの要望があるとされる。有報は金商法に基づく開示書類であり、その本来の目的は、現在及び将来の「投資家の合理的な投資判断のため」の情報提供である。一方で、会社法上の事業報告等の目的は、株主総会における株主の議決権行使などの「株主による株主権行使のため」の情報提供である。そして、議決権行使に資するため、事業報告等は株主の負託を受けた監査役等が監査を行い、その監査報告が添付される。このように、これら二つの開示書類は、そもそも法的な位置付けや求められる役割が異なっているものである。

これらの整理を踏まえると、株主の議決権行使のために有報の早期開示を議論するのであれば、その前に、有報の記載の中で株主が議決権行使のために真に必要なとする情報について事業報告等に掲載することを議論すべきではないかと考える⁵。

一方で、諸外国においては、日本の会社法及び金商法が要請する開示内容に相当する一つ書類を作成し、株主総会前に開示している企業が多いとされている。我が国においても、諸外国と同様に一つ書類を作成し、株主総会前に開示することは、やり方次第（有報と事業報告等の開示事項の重複と相違点を整理（＝共通化）するなどの制度横断的な環境整備）では、投資家側の利便性の向上及び企業側の業務負担の軽減につながるとも想定される⁶。

そのため上記の法的整理を踏まえた上で、有報と事業報告等の早期開示及び一体開示・一本化がなされる場合における監査役等の対応の在り方について検討したい。

3. 有報の早期開示への監査役等の対応の在り方

（1）早期開示への対応の在り方

会社法上、監査役等は取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役をいう。以下同じ）の職務執行を監査するものとされる（会社法第381条第1項、第399条の2第3項第1号、第404条第2項第1号）⁷。有報の作成・開示については、会社法上の明文の

(<https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/>)。

⁵ 一部の会社ではあるが、実務上、株主の議決権行使のため判断の材料として、有報にも記載されている政策保有株式についての情報やサステナビリティに関する情報、あるいは役員報酬の在り方等を、事業報告等に記載している事例もある。

⁶ 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第5回会議 部会資料5「企業統治の在り方に関する規律の見直しに関する論点及びその他の論点の検討」（2025年8月27日）

(https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00301.html)。

⁷ 会社法上、監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社においては、監査の主体はそれぞれ

規定はないが、その作成・開示は金商法関係法令（金商法第 24 条等）の遵守に係る取締役の重要な職務執行であることから⁸、不正行為や法令に違反する重大な事実がないかどうか等の監査を行う必要がある。加えて、金商法は、有報に虚偽記載等がある場合には、監査役等自身も損害賠償責任を負うと規定している（金商法第 24 条の 4、第 22 条、第 21 条）。

有報が早期開示される場合であっても、これらの法律上の規定に基づく監査役等の職責に変わるところはなく、監査役等は会社法と金商法のそれぞれに基づく職責に則って、有報の作成・開示に関する取締役の職務執行の監査を行う必要がある。さもないと開示情報の信頼性が低下し、結果として、株主の権利行使や投資家の保護に支障をきたすおそれがある。

（２）有報の監査役等による監査

有報の作成・開示に関する監査役等の監査は、有報の記載内容全てについて必ずしも会社法上の事業報告等と同等の内容・水準の監査を行うことが求められるものではない。取締役の職務執行に対する監査の一環として、有報の作成・開示プロセスにおける取締役の職務執行を監査するものであり、会社ごとに限られたリソースの中で、有報の作成・開示体制が整備されているか、開示情報に法令違反や重要な誤りがないか等を確認するとともに、記載内容をリスクベースで確認し、監査役会等の活動状況を含むコーポレート・ガバナンスに関する記載箇所については重点的に内容を確認するという方法が一般的な実務となっている⁹。

（３）株主総会の開催時期の後ろ倒しについて

早期開示においては、株主総会の 3 週間以上前に有報を開示する場合、早期開示に関する議論と併せて、株主総会の開催時期を後ろ倒しにすることも議論されている。特に、有報と事業報告等の一体開示や一本化を行う際には、合理的に必要な監査に係る期間を確保し、無理のないスケジュールで開示を行うために、株主総会の開催時期の後ろ倒しが必然となると考えられる。

上場会社の中には、年間の監査計画を株主総会の後に策定している会社と、事業年度初めに策定する会社がある¹⁰。いずれの会社においても、もし、株主総会の後ろ倒しを選択する

れ監査等委員会及び監査委員会とされている。

⁸ 金商法上の有報の虚偽記載等に係る取締役等役員の損害賠償責任や、刑事罰の規定等により担保される。

⁹ 監査役等の有報の監査の在り方については、当協会の報告書である「有価証券報告書の作成プロセスに対する監査役等の関与について一実態調査に基づく現状把握と事例紹介」（2023 年 12 月 6 日）（<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-10269/>）を参照のこと。

¹⁰ 少し古い数値ではあるが、当協会の 2010 年実施の調査によると、上場会社の 6 割強が株主総会後の監査役会にて年間の監査計画を策定しているが、残りの 4 割弱は別の時期（おそらく事業年度初め）に監査計画を策定している（「定時株主総会前後の役員等の構成の変化などに関するアンケート集計結果―第 10 回インターネット・アンケート（監査役設置会社版）―」

場合には、監査役等の交替時期が従来よりも後になることから、監査活動の継続性を維持するための監査活動・計画の実質的な引き継ぎや、補助使用人の充実等を通じ、交替時期の後ずれが監査の質の低下につながらないように配慮する必要があると考えられる。

4. 有報と事業報告等の一体開示・一本化への監査役等の対応の在り方

(1) 監査役等としての基本姿勢

一体的開示では有報と事業報告等がそれぞれ作成・開示されるため、従来の監査役等の監査実務に特段の変更はない。そのため、ここでは一体開示と一本化について取り上げる。一体開示では、有報と事業報告等が一体の書類として作成され、二つの書類の内容が併存し、また、一本化では、有報の記載内容が事業報告等と見なされるため、一体開示と一本化については、監査役等は個別の記載内容ごとに、会社法上求められる事業報告等の監査や、有報の監査を行うべきであり、そのための対応として、後述の(2)の法整備を求めたい。いずれにせよ、監査役等として従来の監査の質を落とすことなく、自身の責任において適切な監査を実施することを基本姿勢とすべきである。

現在進められている、開示書類の一本化に関する法改正の議論の中では、一本化された開示書類については監査役等による監査を義務付けないものとすべきとの意見もある¹¹。しかし、現行の法制上は、事業報告等のうち、計算関係書類については、会計監査人が監査した上でその相当性を監査役等が監査し(会社法第436条第2項第1号・会社計算規則第125-132条)、また計算関係書類以外の部分については、全て監査役等が監査している(会社法第436条第2項第2号・会社法施行規則第129-132条)。しかるところ、一本化された開示書類について監査役等の監査を義務付けないものとする、財務情報については会計監査人が監査するとしても、その相当性について監査役等の監査が及ばないことになるし、また非財務情報については、作成者以外の者による監査を何ら受けることのないまま提供されることになる¹²。これは株主の負託を受けた監査役等による監査を受けることを義務付けている現行の法制と比して、開示情報の信頼性が低下することを意味し、また、有報提出義務のない株式会社では監査役等の監査を受ける義務があることとの均衡を失することにもなり、疑問である¹³。

一本化された開示書類を、株主総会の議決権行使のために有用な資料として提供するので

(2010年1月7日) 37頁。<https://www.kansa.or.jp/support/library/post-479/>)。

¹¹ 法制審議会会社法制(株式・株主総会等関係)部会第4回会議 参考資料12「株主総会前の情報開示に関する要望」(2025年7月30日)

(https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00300.html)。

¹² なお、監査人は非財務情報に係る記載を通読している(監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」(2022年6月16日))。

¹³ 少なくとも一本化書類のうち従来の事業報告等の記載内容に該当する部分は、監査役等の監査対象とすべきである。

あれば、現行の法制における事業報告等と同等の信頼性を有する書類とするべきであり、その書類は当然のこととして監査役等が監査をするべきである。

（２）今後に向けての対応

開示書類の一本化のために法制度を整備するとすれば、一本化された開示書類を作成・開示した場合には、それをもって事業報告等の内容と見なした上で、会社法の監査役等の監査に関する規定を適用するとの整理が考えられる。

その場合、例えば、会計監査人が行う計算関係書類の監査については、会計監査人の監査の相当性の判断をもって、監査役等は監査を行ったとするのと同様に、金商法上の監査人が行う財務諸表の監査については、当該監査の相当性の判断をもって、監査役等は監査を行ったと見なすことが想定される。

また、今後導入されるサステナビリティ情報の開示については、第三者による保証を求める方向で検討が進められているが、監査役等は第三者の保証につき相当性の判断を行うことをもって、サステナビリティ情報について監査を行ったものとすることが考えられる¹⁴。

このように、一本化された開示書類のうち、外部専門家による監査あるいは保証のある部分については、監査役等は、それらの監査又は保証の相当性について判断することをもって、当該部分の監査を行ったものとし、それ以外の部分については、監査役等が自ら監査を行うものとするにより、全体を監査役等の監査対象とするべきである。今後はそれを可能とする法整備を求めたい。

５．おわりに

今後は、有報の早期開示と株主総会の後ろ倒し、有報と事業報告等の一体開示や一本化に関する議論がより進展する見通しであるが、現状では一体開示を行った会社はなく、株主総会の後ろ倒しについて定款変更を行った会社もごく少数である。そのため、この議論が集約され実務に反映されるまでには、今後数年を要すると考えられる。この議論がどの方向に収斂するとしても、当協会としては、その動向を注視し、監査役等がその職責を果たし、かつ開示書類における監査の質が維持され、もって株主や投資家の利益に資するよう、ときに意見を発信し、会員向けには実務の方向性を示すべく、努めていく所存である。

以上

¹⁴ 非財務情報のうちの将来情報等に関する記載については、現在、金融庁金融審議会において一定の条件下での虚偽記載等についての免責を認める、所謂セーフハーバー・ルール¹⁵の導入が議論されている。これにより、監査役等の責任の在り方にも影響を与えうると考えられる。（金融庁 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第１回）資料３「事務局資料」（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/shiryou/20250826.html））。